平成２６年（フ）第１１０号
大阪府貝塚市半田249番地貝塚ローレルハイツＡ―302号、前住所大阪府貝塚市半田372番地１
破産者　プラスパカンパニーこと　辻　　聖子
１　決定年月日　平成26年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
兵庫県加古川市野口町野口427番地の４野口マンション101号、従前の営業所所在地兵庫県加古川市東神吉町神吉1010―１
破産者　ゆめの里こと　猪口　正人
１　決定年月日　平成26年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３９号
広島市中区吉島西１丁目３番３―202号
破産者　花篤　弘子
１　決定年月日　平成26年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８８号
広島市南区東雲３丁目10番29―103号
破産者　大和　鉄也
１　決定年月日　平成26年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２号
三重県四日市市諏訪栄町６番20号、開始決定時の住所沖縄県宜野湾市宜野湾１丁目８番６―307号　ヌウボーＴＫ
破産者　山下　隆一
１　決定年月日　平成26年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７号
北海道北見市常呂町字常呂323番地
破産者　大友　伸二
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
盛岡市岩脇町16番23号　プリンスコートＫ―Ａ号、旧住所盛岡市山岸６丁目49番38号
破産者　渡辺夏栄子
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４６９号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区７棟402号
破産者　田村　　誠
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７０号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地17街区７棟402号
破産者　田村　哲男（旧姓黒川）
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９７号
横浜市中区石川町２丁目65番地４　アーバンヒル元町302号室
破産者　加藤　敏子（旧姓鎌倉）
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６２号
神奈川県藤沢市円行１丁目３番地の６　アレックス湘南203号
破産者　遠藤　利貞
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８５号
横浜市泉区和泉町3055番地３　ヒルスミキ３―203号
破産者　島尻　聖一
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１４号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸１丁目10番２―204号
破産者　水谷　和博
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２１号
神奈川県大和市福田5531番地１　桜ケ丘エイトビル401号
破産者　池上　洋一
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７号
新潟県燕市粟生津234番地14、前住所新潟県燕市水道町３丁目21番17号
破産者　櫻井　　弘
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
新潟県村上市山口400番地
破産者　長谷川　聡
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第４１号
新潟県胎内市塩沢1535番地31　前山台住宅11号、前住所新潟県胎内市西条町５番８号
破産者　長谷川奈保子
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第４７号
岐阜県大垣市大井１丁目16番地　ぐりーんぷらざ105号
破産者　内藤みどり
１　決定年月日　平成26年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係